

公益通報制度に関する規程

第1条（目的）

当規程は、公益財団法人日本対がん協会（以下「協会」という）において、「法令及び公益財団法人としての倫理に反する行為」（以下「コンプライアンス違反行為」という）があった場合、協会が速やかにその事実を認識し、適正な是正措置を講ずるとともに、コンプライアンス違反行為を通報した者の保護を図る見地から公益通報制度を設け、もってコンプライアンスの強化に資することを目的とする。

第2条（対象者）

当規程を利用できるものは、協会役員、協会職員、協会契約職員、協会シニアスタッフ、協会パート職員、協会アルバイト職員（以下「役職員等」という）とする。

第3条（コンプライアンス違反行為）

当規程が対象とするコンプライアンス違反行為とは、以下に掲げるものに対する違反行為及び各行為の隠蔽ならびに証拠隠滅等の行為である。

- ①法令、規則、条例、通達及びこれらに準じるもの
- ②協会の定款、就業規則、その他協会内規程・規定等
- ③社会通念や倫理規範等で、それに反すると社会から非難を受けるおそれのあるもの

第4条（通報）

役職員等は、前条に掲げた各行為について、次条に定める通報先に通報することができる。ただし、訴訟、調停、仲裁、あっせんなど既に他の紛争処理手続の申立てがなされているものを除く。

第5条（通報窓口）

協会は通報先として、協会内及び協会外に窓口を設置する。協会内窓口は、コンプライアンス・利益相反委員会事務局とする。協会外窓口は別掲の弁護士（以下「協会外窓口弁護士」という）とする。なお、協会外窓口は、コンプライアンス・利益相反委員会への通報の仲介のみを行うものとし、独自に調査等を行わないものとする。

第6条（通報の方法と乱用防止）

1. 通報者は、協会内窓口又は協会外窓口に通報を行う場合には、自らの氏名、協会での所属部署、役職、連絡先（以下「属性情報」という）を明らかにして通報を行うものとする。匿名の通報は受け付けない。
2. 通報は、原則として、電子メールの送信によって行う。協会内窓口の電子メールアドレス

レスは、koueki@jcancer.jp、協会外窓口の電子メールアドレスは、別掲のとおりとする。

3. 通報者が協会外窓口を利用して通報を行う場合、自らの属性情報を協会に通知しないよう、協会外窓口弁護士に求めることができる（以下「匿名通報」という）。この場合には、協会外窓口弁護士は、通報者の同意を得ることなく属性情報をコンプライアンス・利益相反委員会事務局に通知しない。
4. 通報は、第3条に定めるコンプライアンス違反行為に関して客観的で合理的根拠に基づくものに限る。虚偽の通報、個人的な利益を図るための通報及び特定の個人や組織に対する誹謗中傷を行ってはならない。

第7条（通報受領等の通知）

1. コンプライアンス・利益相反委員会事務局は、通報者に対し、通報を受領した旨を速やかに通知する。そのうえで、同通知から20日間以内に、コンプライアンス違反行為に関する調査を行う旨を、または、当該通報が第3条に定める要件を満たさないことが明白な場合は当該調査を行わない旨を、通報者に通知する。
2. 前条第3項による匿名通報の場合は、コンプライアンス・利益相反委員会事務局は、協会外窓口弁護士経由で通報者に前項の各通知を行う。

第8条（調査）

1. 協会内窓口または協会外窓口に対する通報の内容（第6条第3項による匿名通報の場合には通報者の属性情報は除く）は、コンプライアンス・利益相反委員会事務局に集約し、コンプライアンス・利益相反委員会が公正かつ公平に調査する。
2. 調査に従事する者は、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。
3. 第6条第3項による匿名通報の場合でも、調査に必要であると判断し、かつ、通報者の同意を得られた場合に限り、協会外窓口弁護士は通報者の属性情報をコンプライアンス・利益相反委員会事務局に開示することができる。

第9条（調査状況等の通知）

1. コンプライアンス・利益相反委員会事務局は、通報者の求めがあれば、調査に支障のない限り、調査方法や進行状況等を通報者に通知する。
2. コンプライアンス・利益相反委員会事務局は、調査を終えたときは速やかにその結果を、また次条に定める措置を取った場合はその旨を、通報者に通知する。
3. 第6条第3項による匿名通報の場合は、コンプライアンス・利益相反委員会事務局は、協会外窓口弁護士経由で通報者に前2項の通知を行う。

第10条（調査結果に基づく対応）

1. 調査結果（ただし、第6条第3項による匿名通報の場合には通報者の属性情報は除く）は、すべてコンプライアンス・利益相反委員会を通じて、協会の運営会議に報告する。協会理事長は、必要に応じて業務執行の是正や処罰等の措置を取るとともに、コンプライアンス違反行為が悪質な場合には、刑事告発等の手続きを行う。なお、コンプライアンス・利益相反委員会は、上記の経緯を、必要に応じて理事会や評議員会にも報告する。
2. 通報者が通報にかかるコンプライアンス違反行為に関与していた場合、協会は、自ら通報した事実を斟酌し、当該通報者に対する処罰等を軽減することができる。

第11条（協力義務）

役職員等は、コンプライアンス・利益相反委員会、あるいは、コンプライアンス・利益相反委員会事務局の要請を受けた場合、コンプライアンス違反行為に関する調査に積極的に協力しなければならない。

第12条（守秘義務等）

1. コンプライアンス・利益相反委員会委員、同事務局員、協会外窓口弁護士、その他個別の通報に関係したすべての者（通報者は除く。以下「通報に関係した者」という）は、通報者の情報、通報内容、調査結果その他当該通報に関する情報（以下「通報に関する情報」という）を秘密として保持し、第三者に開示してはならない。ただし、法令に基づき開示する場合、第8条に定める調査に必要な場合、第10条に定める報告等を行う場合はこの限りではない。
2. 役職員等は、通報に関係した者に対して、通報に関する情報の開示を求めてはならず、開示するように働きかけてはならない。
3. 通報に関係した者は、通報者の属性情報、調査の過程で収集した書類、調査内容及びその結果等、通報にかかわる記録類を機密情報として保管しなければならない。
4. 第1項但書にかかわらず、協会外窓口弁護士は、第6条第3項による匿名通報の場合の通報者の属性情報については、法令に基づく開示の要請がある場合を除き、通報者の同意なく、通報に関係した者を初めとする第三者に開示しない。

第13条（通報者の守秘義務等）

1. 通報者は、コンプライアンス・利益相反委員会事務局から第7条第1項の当該調査を行わない旨の通知または第9条第2項に定める調査結果の通知を受けるまでの間は、通報の事実と内容、及び第7条第1項、第9条第1項に定める通知の事実と内容を第三者に開示してはならない。ただし、法令に基づき開示する場合、コンプライアンス・利益相反委員会事務局から第7条第1項に定める通知がない場合、同委員会が正当な理由なく調査に着手しない場合、その他正当な理由に基づき開示する場合は、この限りで

はない。

2. 通報者は、コンプライアンス・利益相反委員会事務局から第7条第1項の当該調査を行わない旨の通知または第9条第2項に定める調査結果の通知を受けた後でも、通報の内容、第7条第1項に定める通知等の内容を第三者に開示してはならない。ただし、法令に基づき開示する場合、その他正当な理由に基づき開示する場合は、この限りではない。

第14条（不利益取り扱いの禁止）

協会は、通報者に対し、通報したことを理由に、解雇・減給等の懲戒処分、差別的処遇、人事考課への悪影響等、通報者の不利益となる取り扱いをしてはならない。

第15条（違反行為に対する処分）

協会は、第6条第4項、第12条、第14条に違反した者を、内部規定に従い、処罰等の対象とすることがある。

第16条（改廃）

当規程の改廃は理事会が行う。

【別掲協会外窓口】

名称 虎ノ門南法律事務所 市川穰弁護士、脇陽子弁護士

メールアドレス ●@s-tora.com

付則

1. 当規程は2019年12月1日から施行する。